

令和7年4月利用分～

阿蘇市放課後児童クラブ利用料減免事業費補助金(多子・多胎世帯兄弟利用分)について

令和6年9月2日
阿蘇市市民部福祉課

1 事業目的

多子世帯への利用料の負担軽減により、利用控えや退会を減らし、児童の安心・安全な居場所と健全育成の機会を確保することを目的とします。

2 事業概要

兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯の第3子以降の児童で、かつ市町村民税所得割合算額が301,000円未満である世帯の児童が対象となります。

■対象児童の要件は、次の両方に該当する児童となります。

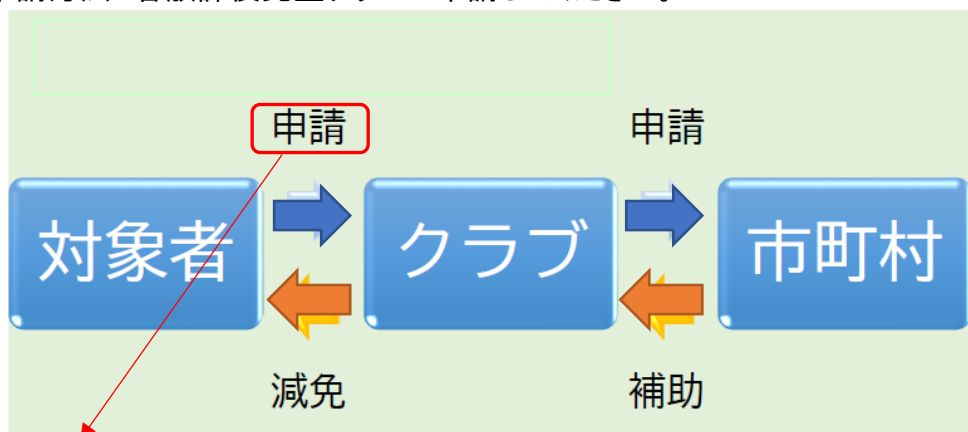
- ①兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯の第3子以降の児童
- ②市町村民税所得割合算額が301,000円未満である世帯の児童

3 減免の対象となる利用料について

放課後児童クラブの利用にあたり、利用料相当額として定期的に徴収するもの。

■補助基準額 (上限)2,500円/1月・1人あたり

4 申請方法 各放課後児童クラブに申請してください。



※申請様式は別紙様式(多子・多胎世帯兄弟利用分)を参照

○お問合せ先

阿蘇市 市民部 福祉課 子育て支援係

電話 0967-22-3167

事業概要

放課後児童クラブ利用サポート事業

適用イメージ

年齢の
第1子（上限なし）



第2子



第3子



対象

同時利用

事業概要

放課後児童クラブ利用サポート事業

適用イメージ

年齢の
第1子（上限なし）



第2子（//）



第3子



対象

第4子



対象

同時利用